

第2節 自然環境保全対策

1 自然環境の保全

(1) 自然環境保護事業

自然環境保全及び自然保護意識の高揚のための普及啓発、調査等を実施した。

(2) 自然環境保全地域等の指定

「自然環境保全法」及び「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき、優れた自然環境を持つ地域を自然環境保全地域に、また、市街地周辺地及び歴史的・文化的遺産と一体となった緑地を緑地環境保全地域に指定している。

13年度までに国指定の自然環境保全地域1か所を含め41か所5,355haの指定を行った。(表3-1-1)

表3-1-1 自然環境保全地域等指定状況

(14年3月31日現在)

県自然環境保全地域		緑地環境保全地域		国指定の自然環境保全地域		計	
箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
	ha		ha		ha		ha
26	4,672	14	138	1	545	41	5,355

(3) 自然(緑地)環境保全地域の整備

自然(緑地)環境保全地域に指定されている地域(図3-1-2)の案内標識等を整備して、優れた自然環境の保全に努めた。

大田原市の親園自然環境保全地域には、国の天然記念物及び国内希少野生動植物種に指定されているミヤコタナゴの保護地があり、その保護管理を実施した。

(4) 生息地等保護区の指定

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、大田原市羽田地区のミヤコタナゴ生息地(60.6ha)が6年12月に全国で初めて生息地等保護区に指定された。

当地域では、ミヤコタナゴ生息環境の維持管理及び保護増殖事業が実施されている。

(5) 自然環境基礎調査

自然環境保全法第5条に基づく自然環境保全基礎調査を実施するとともに、本県の自然環境把握のために実施した基礎調査の取りまとめを行った。

(6) 平地林の保全

平地林は、緑豊かなふるさと栃木を代表する景観であり、大気浄化、防音、防風等の公益的効用と生活に潤いを与える身近な緑の供給地としても重要な役割を果たしており、13年度末現在の面積は、約70千haとなっている。

13年度は、普及啓発用小冊子の作成やイベントの開催等により、保全活動の一層の促進を図った。

(7) 保安林の指定

保安林は、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全・形成及び保健休養の場の提供等重要な役割を果たしており、平成13年度末現在の指定面積は、約16万9千haとなっている。

保安林の指定は、保安林整備計画に基づき計画的に推進しているが、13年7月の「森林・林業基本法」の制定に伴い、現行の保安林整備計画を変更し、新たに約1,100haの追加指定を計画した。

また、公益的機能が低下した保安林約1,300haに対しては、間伐等の保育作業を行うなど適正な管理に努めた。

(8) 足尾の森林整備

ボランティアによる森林整備の後援を行い、都市住民約60人のボランティアが荒廃した足尾の山の植林活動に賛同し、松木沢上流の国有林約3haに広葉樹の苗木を植栽した。

また、森林のもつ自然環境の保全、大気浄化等の公益的機能の維持・増進を図るため、足尾町や日光市男体山周辺の崩壊地において、森林復元のための緑化工を実施するとともに、足尾町において小中学生及び高校生約100人に、治山事業の理解を深めるべく、説明会を実施した。

(9) 湿原の保全

生物多様性の観点から重要な地域である湿原を保全するため、水文、気候等の調査及び湿原かん養水確保対策等の保全対策を行っている。

(10) 自然とのふれあいの推進

豊かな自然とのふれあいを通して、自然のしくみや大切さを理解するために自然観察会や野鳥観察会を開催するほか、自然体験プログラムの普及や、人材の育成等を実施している。

(11) とちぎふるさと街道整備事業

2年4月に「とちぎふるさと街道景観条例」を施行し、同年6月に条例に基づき那須・塩原街道景観形成地区を指定し、12年12月に指定地区を拡張した。ここでは、街道景観形成基準に基づく指導を行い、「みどり豊かな栃木県」のイメージにふさわしい街道景観の形成を図っている。

13年度には「とちぎふるさと街道景観里親制度」を創設し、2団体を里親として指定した。

また、景観保全のための土地等の購入制度により、効果的な施策の推進を図っている。

図3-1-2 自然（緑地）環境保全地域の指定状況

(14年3月31日現在)



1 国指定 自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積
①	大佐野山	黒 磯 市	545.00ha

2 県指定 自然環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積
②	鷺子山	馬 頭 町	24.70ha
③	水 堂	基 生 町	773.10
④	茅 根	塩 原 町	6.20
⑤	根 園	大 田 原 市	184.90
⑥	多田沼沼	市 貝 町	24.00
⑦	佐賀野	塩 谷 町	19.80
⑧	七 千 山	黒 磯 市	691.90
⑨	作 原	田 沼 町	1,278.51
⑩	橋 久 保	+	94.97
⑪	長 谷 場	+	42.17
⑫	出 渡 山	栃 木 市	58.59
⑬	鮎 田	茂 木 町	16.27
⑭	東 高 原	矢 板 市	107.28
⑮	松 倉 山	茂 木 町・烏山町	15.12
⑯	奥 森 山	茂 木 町	74.91
⑰	小 鳩	南 都 須 町	5.00
⑱	石 尊 山	足 利 市	34.71
⑲	与 洲	栗 野 町	173.37
⑳	岩 舟 山	岩 舟 町	7.35
㉑	尾 出 山	栗 野 町	37.04
㉒	南 高 原	塩 谷 町	1.60
㉓	根 本 沢	田 沼 町	61.57
㉔	笠 波 丸 山	足 尾 町	204.21
㉕	湯 西 川	栗 山 村	589.00
㉖	尚 仁 沢	矢 板 市・塩谷町	138.00
㉗	弁 天 沼	今 市 市	7.99
計			4,672.26

3 緑地環境保全地域

番号	地域名	所在地	面積
1	栗 野	栗 野 町	32.06ha
2	根 本 山	真 岡 市	35.08
3	常 珍 寺	芳 賀 町	4.18
4	羽 黒 山	上 河 内 町	30.06
5	喜 連 川	喜 連 川 町	1.76
6	木 幡	矢 板 市	2.27
7	寺 山	+	3.12
8	芦 野	那 須 町	8.19
9	国 分 寺	国 分 寺 町	2.04
10	長 岡	宇 都 宮 市	3.85
11	医 王 寺	栗 野 町	5.09
12	惣 社	栃 木 市	4.66
13	星 野	+	2.63
14	金 丸	大 田 原 市	2.79
計			137.78

2 自然公園の保護対策

自然公園（日光国立公園及び八つの県立自然公園）の優れた風景地を保護するため、各種行為の規制等を行うとともに、快適な利用を確保するための施設整備、利用者に対する適正利用の指導等を行っている。

13年度の主な取組は次のとおり。

(1) 自然公園管理事業

公園計画に基づく特別地域などの地域指定により各種行為の規制を実施するとともに、利用者に対する適正利用の指導等を行った。

(2) 県立自然公園フレッシュアップ事業

益子県立自然公園道祖土集団施設地区の再整備として、同地区の利用拠点となるトレイルセンター整備事業（事業主体益子町）への補助及び森林整備を実施した。

(3) 自然公園等施設整備事業

自然公園の快適な利用促進を図るため、歩道、園地等の整備を行った。

整備箇所 大間々自然歩道外20箇所

整備内容 歩道補修、標識設置、木道・野外卓設置、防護柵、園地整備等

(4) 那須・塩原エコアップ事業

日光国立公園那須・塩原地域において、「人と自然との豊かなふれあい」「人と自然との共生の確保」を図るため、優れた自然を保全するとともに、自然体験の場を整備した。

整備箇所 那須高原歩道外3箇所

整備内容 歩道整備等

(5) 自然環境共生型施設整備事業

国立公園等の優れた自然環境の保護と利用の促進のため、自然とふれあう施設の整備に当たり、自然景観や生態系に配慮した施設整備を推進した。

整備箇所 赤沼園地外10箇所

整備内容 インフォメーションセンター整備、園地整備、標識設置、駐車場整備等

(6) 国際観光地「日光」活性化対策事業

我が国を代表する国際観光地「日光」の活性化を図るため、日光市中宮祠地区において基盤整備等を行った。

整備箇所 イタリア大使館別荘記念公園歩道外6箇所

整備内容 道路改良、歩道整備、標識設置等

(7) 奥日光環境保全対策事業

国際観光地「日光」活性化事業で整備した、日光中宮祠地区の県営駐車場、湖畔園地、イタリア大使館別荘記念公園等の管理運営を行った。

3 野生鳥獣の保護対策

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、農林水産業の振興及び生活環境を快適にする上で、欠くことのできない役割を果たすものである。したがって、鳥獣の生息状況、生態等を考慮して計画的、効果的な鳥獣保護の施策を進め、自然環境の保全を推進する。

県においては、9年度から13年度までの5年間を対象として策定された「第8次鳥獣保護事業計画」に基づき、鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区等の設定、野生鳥獣による被害防止、狩猟の適正化を図る等総合的な鳥獣保護事業を行ってきた。（表3-1-2）

13年度は、鳥獣保護及び狩猟の適正化を図るため、同計画に基づき、鳥獣保護区の設定、放鳥、普及啓発等を行う鳥獣保護事業、野生鳥獣被害対策、野生鳥獣の保護管理を実施した。

また、14年度から18年度までの5年間を対象とする「第9次鳥獣保護計画」を策定した。

区 分	箇所数	面 積	備 考
鳥 獣 保 護 区	116	76,259	うち特別保護地区 18箇所 6,407ha
休 猟 区	8	8,118	
銃 猟 禁 止 区 域	245	101,440	
計	369	185,817	

4 環境緑化対策

本県の緑地(農用地を含む。)は、県土の約80%を占め、全国的にも緑に恵まれた環境にあるが、その現状は、人口の集中化や都市化の進展に伴う緑の減少、緑資源の大部分を占める森林の手入れ不足等、緑を取り巻く環境は、必ずしも楽観を許さない状況にある。

一方、豊かな緑のなかで心のゆとりや精神的豊かさを求める県民の意識は高まっており、県土緑化の推進が強く要請されている。

本県では、そうした要請にこたえとともに、栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」の5つの基本目標の1つである「快適で安全な暮らしを築く」の着実な実現を図るため、「自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき策定した「第3次栃木県緑化基本計画」により、各種緑化施策を展開している。

施策の方向としては、地域の自然的特性を生かし、人と緑とが調和した、「山」「里」「街」の緑づくりを進め、

- (1) みどりを造り育てる
- (2) みどりを守る
- (3) みどりを学ぶ

ことを柱に、多様な緑化施策を総合的かつ計画的に実施し、県土の緑化推進を図っている。

5 林野保護対策

樹木の育成は、厳しい自然環境の中で長期間にわたって行われるため、各種の病虫害にかかる場合があり、しかも、ひとたび被害を受けると、その回復が非常に困難である。特に、松くい虫の被害は、昭和55年度にピークとなりその後被害対策の効果等により減少してきているが、ここ数年夏期の高湿小雨の影響で若干増加傾向にあり、依然として被害が発生しているため、地域が主体となり、地域の実情に応じた、きめの細かい被害対策を通じて松の緑を守ることが重要な課題となっている。

本県の民有林の松林面積は約2万5千haあり、民有林総面積の約11%を占めている。これらは、保安林に指定される等、公益的機能を高度に発揮し、木材資源の確保はもとより災害の防止や環境の保全等の上から、欠かすことができないものとなっている。

14年3月末現在の松くい虫被害状況は、被害発生市町村数46、被害松林面積約7千ha、被害材積約1万8千㎥に及んでいる。

松くい虫の被害予防措置として、薬剤の航空散布や地上散布を計画的に実施するとともに駆除措置として被害木を適期に伐倒駆除することにより被害の防止に努め、併せて「松くい虫防除県民運動」を推進して、防除意識の高揚に努めている。

また、林野火災対策に関しては、初期消火機材の整備を図るとともに、山火事予防の啓発など予防活動を実施している。

第3節 河川等水辺環境の整備

1 うるおいのある水辺空間整備事業

水と緑の広場を確保し、緑地、多目的広場、運動場、園路、防災空間として河川敷の有効利用を図るため、低水路の整正や高水敷の造成などを行う河道整備を、那珂川（黒磯市・那須町）、行屋川（真岡市）、湯西川（栗山村）で実施し、那珂川、行屋川は10年度に、湯西川は12年度に完了した。13年度は、新規に秋山川（佐野市）を着手した。（表3-1-3）

また、河川に清流と生物を呼び戻し、広く住民に親しまれる憩いの場として河川の有効利用を図るため、ポケットパークなどせせらぎのある水辺、親水、豊かな川づくりを実施している。

表3-1-3 河川環境整備事業

河川名	地区名	着工年度	全 体 計 画 概 要	13年度事業概要	備 考
矢場川	足利市	12	河道浚渫 浄化施設 事業費 651,000千円	浚渫、浄化施設設計 事業費 160,000千円	継続
秋山川	佐野市	13	河道整備 低水護岸 事業費 450,000千円	環境護岸の整備 護岸 A=2,380㎡ 事業費 120,000千円	13年度新規

2 個性豊かなふるさとづくり事業

地域住民や市町村、県等が一体となって、地域の活力や自然、歴史、文化等を生かした個性的で魅力的な地域づくりを支援するために、周辺の景観と調和した水辺空間づくりを五行川（氏家町）で実施する。

3 河川愛護運動

昭和45年に、都市化の進展に伴う河川環境の悪化等により各市町村に河川愛護会が置かれた。また、同年に県河川愛護連合会が発足してからは、地域住民や関係諸団体の協力により、河川の清掃等の実践活動が活発に行われるようになり、河川美化の向上と河川愛護の啓発に大きな効果を上げている。

13年度に実施した事業の概要は次のとおりである。

(1) 県の事業

ア 河川敷の清掃及び草刈りを実施した。

(2) 栃木県河川愛護連合会の事業

ア 6月1日～6月30日を栃木県独自の「河川愛護月間」と定め、各市町村河川愛護会が主体となって、ゴミ・雑草の除去や川さらい等を実施した。

イ 全国統一実施の「河川愛護月間」（7月1日～7月31日）に同月間用のポスター及びチラシを配布し、河川愛護運動を普及推進した。

ウ 河川愛護普及ポスターを募集し、優秀作品の表彰及び展示を行った。また、上位入選作品でカレンダーを作成し、各市町村等に配付した。

エ 河川愛護普及用パンフレットを配付した。

オ 河川愛護功労団体を表彰した。

カ テレビで河川愛護CMを放映することにより、河川愛護思想の高揚を図った。

4 水辺のビオトープ事業

水辺のビオトープ研究会において、ビオトープの保全に係る普及啓発を図るため、「水辺のビオトープ講演会」を開催した。

第2章 都市環境の保全

第1節 都市環境の状況

我が国においては、人口と産業の都市への集中が無秩序な市街化を形成し、様々な都市問題を引き起こしてきた。このような都市化を考慮し、本県においては、都市の健全なる発展と秩序ある整備を図るため、都市計画制度を活用し、地域の実情にあった合理的な土地利用や都市施設の整備を推進し、良好な都市環境の形成に努めている。

1 都市計画の策定

(1) 合理的な土地利用の推進

都市の健全な発展と秩序ある市街地の形成に資するため、農林業との調和を図りながら、市街化区域と市街化調整区域の区域区分制度や用途地域などの地域地区制度を活用し、スプロールの防止、市街地における居住環境等の保護、都市機能の増進を図っている。

13年度末現在で、県内49市町村のうち12市32町が都市計画区域を定め、7市16町が市街化区域及び市街化調整区域の区分を定めており、また12市30町において用途地域を定めている。

(2) 都市施設計画の策定推進

良好な都市環境の形成や都市活動の確保に必要な都市計画道路、公園・緑地、下水道等の量的ストックと適正配置を目指す都市施設の計画策定を推進している。

12年度末現在で、都市計画道路は延長にして約1,583km、公園・緑地は面積にして約4,043ha、下水道は12市29町にわたる処理面積約35,670haがそれぞれ都市計画で決定されている。

(3) 良好な市街地形成の誘導

開発許可制度の適切な運用により、無秩序な宅地開発を防止し、良好な市街地の形成と都市環境の保全に努めている。

良好な居住環境の保全を図るため、地区計画、緑地協定、建築協定制度の活用を推進している。

2 計画的な市街地整備

(1) 都市施設の整備推進

円滑な都市活動の確保と居住環境の充実を図るため、幹線街路、生活街路等の整備を推進しており、12年度末現在、都市計画決定路線の約53%にあたる約837kmが改良済みとなっている。

安全で快適な居住環境の確保、健康と安らぎの増進に寄与するため、都市公園の整備を推進している。

居住環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を進めている。

(2) 市街地開発事業の推進

良好な都市環境を形成するには、都市施設と住宅・宅地の一体的整備を進め、良好な街並みを形成していくことが重要である。この観点から、その最も効率的な手法である土地区画整理事業等の面的整備を推進し、快適な都市環境の増進に努めている。

本県の道路、公園などが整備された安全で住みやすい市街地面積の整備目標は、市街化区域及びそれに準じる区域の面積に対して、17年度までに25%と設定し、積極的に推進している。

3 魅力あるまちづくりの推進

都市環境を形成している要素には、街路、公園等の公共的施設に限らず、街並みや景観、さらにはその都市が持つ自然、歴史、文化等様々なものがあると考えられる。これらは、長い年月に渡ってストックされてきた都市固有の資産であり、地域にふさわしい都市環境の創出・保全を図るためにこれらを十分に活用した魅力あるまちづくりを推進することとしている。また、美観風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の規制・誘導を行っている。

第2節 都市環境保全対策

1 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑とオープンスペースをもたらすことによって都市環境を良好なものとするとともに、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場を提供するばかりでなく、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所として活用されるなど、多目的な機能を有する基幹的な生活基盤施設である。

13年度は、県営都市公園としてみかも山公園、日光だいや川公園及び市町村都市公園として河内町総合運動公園等40市町で都市公園を整備しており、14年3月末現在で1,545箇所2,255.41haの都市公園が整備されている。（表3-2-1）

本県の都市計画区域内の1人当たり公園面積は、13年度末で11.7㎡となっており、全国平均は、12年度末において、8.1㎡という状況である。

14年度も、都市環境の改善や公害、災害発生の緩和、レクリエーション需要等の多様なニーズに対応する都市公園の整備を促進し、特に、県民の広域的利用に供するため、みかも山公園、日光だいや川公園、日光田母沢御用邸記念公園整備及び既開設公園の適正な維持管理を推進する。

表3-2-1 都市公園整備状況

（14年3月31日現在）

種 類			箇 所 数	面 積 (ha)	種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	1,214	184.82	特 殊 公 園	12	80.50
		近 隣 公 園	104	173.72	大 規 模 ・ 広 域 公 園	4	294.80
		地 区 公 園	57	301.62	緩 衝 緑 地	12	35.62
		小 計	1,375	660.16	都 市 緑 地	74	68.27
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	22	292.82	広 場 公 園	4	0.68
		運 動 公 園	33	820.98	緑 道	9	1.58
		小 計	55	1,113.80	合 計	1,545	2,255.41

2 都市緑化対策

都市における緑は、大気の浄化、騒音等公害の緩和に寄与するとともに、住民に安らぎと憩いをもたらす、都市生活上欠くことのできない重要な役割を担っている。

このため、都市緑化推進の重要性に鑑み、県（5か所）、宇都宮市及び足利市でそれぞれ「緑の相談所」を設置し、植栽樹種の設定、植栽方法、病虫害防除等に関する相談、各種緑化催し物の開催を行い都市緑化意識の高揚、植物知識の普及・啓発を図っている。（表3-2-2）

都市緑化には、行政による各種事業の推進はもとより、県民挙げての協力により所期の目的が達成されることとなるため、総合的な施策の実施が望まれる。

表 3-2-2 緑の相談所の利用状況（13年度）

団体名	都 市 公 園 名	相 談	講 習 会		展 示 会	
			回 数	利 用 者	回 数	利 用 者
栃 木 県	井 頭 公 園	526件	29回	609人	39回	49,900人
	中 央 公 園	757	38	832	34	28,160
	那須野が原公園	359	25	718	42	31,393
	みかも山公園	2,315	23	892	22	72,690
	日光だいや川公園	71	12	351	22	5,761
宇都宮市	平出工業団地公園	1,558	37	1,316	3	750
足利市	有 楽 公 園	774	29	820	2	6,000
合 計		6,360	193	5,538	164	194,654

3 街路等の整備

都市の骨格を形成する幹線街路等の都市活動を支える道路網の整備を、14年度も積極的に推進する。特に、宇都宮水戸線（宇都宮市）、外環状線（宇都宮市）等の主要放射・環状線の交差点立体化及び栃木駅周辺連続立体交差の整備を推進する。また、道路空間の有効活用、都市景観の向上、都市防災機能の改善等を図るため、嘉多山中線（葛生町）等の電線共同溝整備事業を推進する。

なお、街路樹の植栽は、都市美観構成上の一要素として重要なものであると同時に、県民に緑陰の提供、防じん、防風、防煙の効果、火災の延焼防止、都市生活者の疲れた神経の緩和作用及び植物の同化作用による空気の清浄化、涼化作用等の多様な役割を果たしている。

10年度末における街路樹の整備状況は、都市計画道路の約35%の区間で、マロニエや夏椿等の高木をはじめとした植栽が施されている。

4 風致地区

風致地区は、都市計画法に定められている地域地区の一つで、都市計画区域内において、樹林地、水辺地等の比較的良好な自然的景観と一体となった史跡名勝などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区である。

風致地区内では、自然環境等をできるだけ保全し、良好な環境を維持するため、「栃木県風致地区条例」に基づき、建築物の建築、土地形質の変更、木竹の伐採及び土砂の採取等、風致の維持に影響を与える一定の行為を制限している。

13年度現在、本県では、宇都宮市をはじめ5市1町において14か所、面積にして約1,623.6haが風致地区に指定されている。

第3章 環境保全型農業の推進

第1節 環境保全型農業の状況

1 環境保全型農業の状況

化学肥料・農薬の過度の使用、家畜ふん尿の過剰施用や不適切な処理等により、周辺環境への悪影響が生じている。

このため温室効果ガス的一种であるメタン・亜酸化窒素の削減に向けた施肥や家畜飼養管理技術の改善、2004年末に全廃が決定している臭化メチルの代替防除技術の確立が求められている。

一方消費者の健康・安全志向等から、有機農産物や減農薬農産物等を求める声が高まっている。

堆肥等を利用した土づくりと化学肥料、化学農薬の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する生産者（エコファーマー）は14年3月末現在2,039名が認定されている。

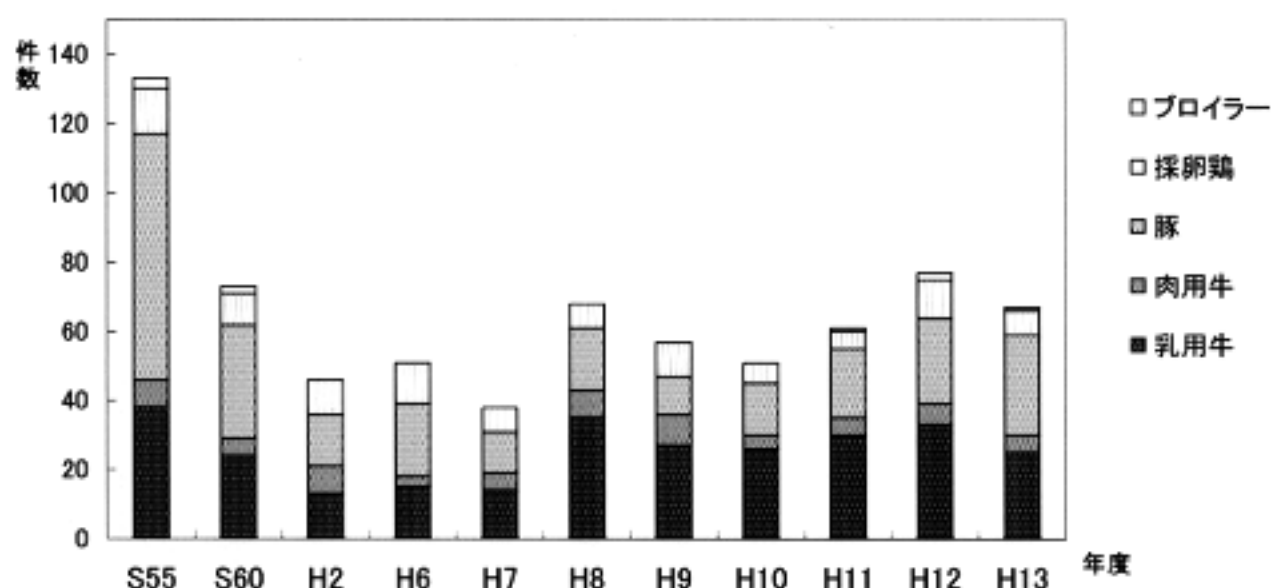
13年度末現在、環境保全型農業推進方針を策定した市町村数は、27市町村（策定率55%）と関東平均（55%）と同等である。

2 畜産環境苦情の経年的発生状況

発生数を経年的にみると、昭和60年度以降、60件前後で推移しており、過去3か年は10年度51件、11年度は61件、12年度77件の発生となり、13年度は67件とやや減少した。

家畜別では、豚が全体の43%を占め、次いで乳用牛（37%）、採卵鶏（10%）、肉用牛（7%）、ブロイラー（1%）という結果であった。（図3-3-1）

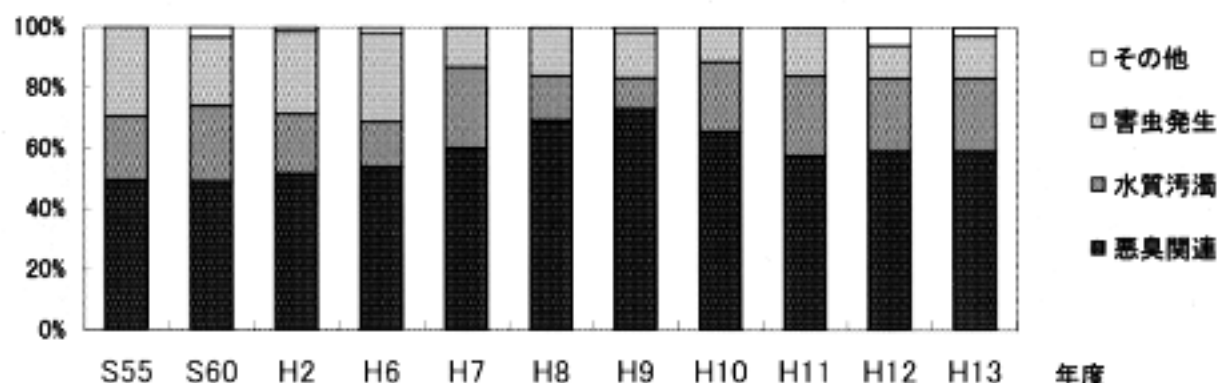
図3-3-1 畜産環境苦情の発生状況（家畜別）



3 苦情の種類別畜産環境汚染問題発生状況

苦情の種類別では、悪臭関連(59%)が特に多く、次いで水質汚濁関連(24%)となっている。苦情が悪臭、水質汚濁、害虫発生に集中している傾向が認められる。（図3-3-2）

図3-3-2 苦情の種類別発生状況



第2節 環境保全型農業の推進

1 環境保全型農業の推進

6年3月に「栃木県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、次の4項目を柱に環境に調和した農業を積極的に推進する。

- 土づくりの推進
- 環境への負荷を軽減するための効率的な施肥及び防除の推進
- 未利用有機物資源のリサイクルの推進
- 環境保全型農業技術の開発促進

環境保全型農業の普及啓発を図るため、生産者・農業団体等の取組の支援、消費者に対するPRを実施する。

(1) 県推進指導事業

ア エコファーマーの育成、実証展示場の設置、土壌診断の実施、技術資料の作成等を通じた普及啓発

堆肥等を活用した土づくりと化学肥料、化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する生産者（エコファーマー）を育成する。また、濃密指導地区、実証展示場の設置及び啓発資料の作成や広報活動をととして普及啓発を行う。

イ 農薬・化学肥料使用低減の推進

性フェロモン剤の活用による効率的防除の推進、土壌診断に基づく適正施肥の推進等の運動を展開するとともに、作物病虫害の生物的防除法の開発、耐病性品種の開発等の試験研究にも取り組む。

ウ 消費者交流事業の開催等

県民の日（6月）、エコライフフォーラム（7月）、ふるさと栃木フェア（10月）、農業試場公開デー（11月）や各市消費生活展（10月～2月）において、環境にやさしい資材、パネルの展示等を実施するなど、消費者・生産者双方の意識高揚と相互理解を促進する。

(2) 市町村等推進事業

ア 市町村における環境保全型農業推進方針策定の推進

新たに環境保全型農業推進方針の策定を行う4市町村に対し、方針策定を支援する。

イ 地域に適した先導的生産方式の実証等実践活動の強化

ウ 家畜排泄物や生ごみ等の地域循環システムの構築の支援

- (3) 農業団体推進事業
 ア 環境保全型農業の普及啓発等
 イ 堆肥利用定着のための活動支援

(4) 堆肥の流通・利用促進

畜産部門と耕種部門の連携のもと堆肥の流通・利用の促進を図るため、県関係機関、市町村、農協、堆肥センター等を構成員とする「栃木県堆肥利用促進協議会」を設立し、堆肥の生産技術の改善及び品質向上、堆肥の流通・利用の促進、耕種農家のニーズの把握、堆肥の広域的な需給調整等の活動を行っている。

2 畜産経営環境保全対策の推進

畜産経営による環境汚染問題は、経営の存続や畜産業の発展に重大な影響を与えることから、家畜ふん尿の適切な処理・利用により環境汚染を未然に防止し、畜産経営の健全な発展を図るため、「環境保全型畜産確立基本方針」に沿って、次のような畜産経営における環境対策の推進に努めている。

- ふん尿の適正な処理と畜産農家・耕種農家の有機的連携による農地還元への推進
- 家畜ふん尿処理機械・施設等の家畜飼養施設環境整備の推進
- 適地への経営移転の推進

3 畜産経営環境保全対策の指導

各農業振興事務所ごとに県関係機関、市町村、農協等の関係団体を構成員とする「地方協議会」を開催し、次のような指導等を行っている。

- 環境問題の発生状況等の実態調査
- 畜産農家に対する環境保全意識の啓発
- 畜産公害苦情・紛争処理に対する助言指導
- 水質・臭気調査等の実施と調査結果に基づく農家指導

4 環境の保全に対する助成等

- (1) 資源リサイクル畜産環境整備事業（国庫：公共）、資源循環型畜産確立対策事業（国庫：非公共）、畜産環境改善緊急対策事業（県単）、畜産環境整備リース事業

適正な家畜ふん尿の処理・利用を推進するために、畜産農家が組織化し、または畜産農家と耕種農家が連携して施設・機械等を整備するため各種事業を実施した。（表3-3-1）

表3-3-1 畜産環境対策の施設、機械整備に対する事業実施状況

区 分	資源リサイクル畜産環境整備事業 (国庫：公共)	資源循環型畜産確立対策事業 (国庫：非公共)	畜産環境改善緊急対策事業 (県単)	畜産環境整備リース事業 (特別緊急対策)
実施数 (件数)	4市町 (4)	5市町 (11)	16市町村 (33)	18市町村 (36)

(2) 農業近代化資金の融資

畜産経営による環境汚染防止を推進するため、家畜ふん尿処理施設や機械の整備に対し、農業近代化資金の融資を実施している。（表3-3-2）

表 3－3－2 農業近代化資金（畜産関係公害防止機械・施設）の融資状況

年 度	件 数	金 額（千円）	年 度	件 数	金 額（千円）
8	158	521,100	11	66	212,560
9	96	318,760	12	92	483,850
10	78	288,500	13	85	407,790